

川根本町地域防災計画

地震対策編

令和5年4月

川根本町防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の主旨	1
1 計画の目的	1
2 計画の性格	1
3 計画の構成	1
第2節 過去の顕著な災害	2
第3節 予想される災害	5
1 静岡県第4次地震被害想定	5
2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	6
3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	7
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
1 町	11
2 県	11
3 静岡県警察（島田警察署）	12
4 静岡市消防局	12
5 自衛隊	13
6 指定地方行政機関	13
7 指定公共機関	15
8 指定地方公共機関	16
9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	17
10 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	18
第2章 平常時対策	19
第1節 防災思想の普及	19
第2節 自主防災活動	19
第3節 地震防災訓練の実施	19
1 町	19
2 防災関係機関	20
3 防災訓練の広報	22
第4節 地震災害予防対策の推進	22
1 緊急消防援助隊の受援体制	22
2 消防用施設の整備	22
3 火災の予防対策	22
4 建築物等の耐震対策	23
5 被災建築物等に対する安全対策	25
6 防災不燃化促進対策	25

7	地盤災害の予防対策.....	25
8	落下倒壊危険物対策.....	26
9	危険予想地域における災害の予防.....	26
10	被災者の救出活動対策.....	27
11	要配慮者の支援.....	28
12	生活の確保.....	28
13	緊急輸送活動体制の整備.....	30
14	災害廃棄物の処理体制の整備.....	31
15	公共土木施設等の応急復旧.....	31
16	情報システムの整備.....	31
17	緊急輸送用車両等の整備.....	31
18	文化財等の耐震対策.....	31
19	非常用発電発電機等（停電対応）の整備.....	32
第3章 地震防災施設緊急整備計画.....		33
第1節	地震防災施設整備方針.....	33
1	防災業務施設の整備.....	33
2	地域の防災構造化.....	33
3	緊急輸送路の整備.....	34
4	防災上重要な建物の整備.....	34
5	災害防止事業.....	35
6	災害応急対策用施設等の整備.....	35
第2節	地震対策緊急整備事業計画.....	35
第3節	地震防災緊急事業五箇年計画.....	35
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応.....		36
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	36
1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等.....	36
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	36
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等.....	36
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知.....	37
3	災害応急対策をとるべき期間等.....	37
4	町のとるべき措置.....	37
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	37
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等.....	37
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知.....	38
3	災害応急対策をとるべき期間等.....	38
4	消防機関等の活動.....	40
5	警備対策.....	40
6	水道、電気、ガス、通信、放送関係.....	40

7 金融	41
8 交通	41
9 滞留旅客等に対する措置	41
別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	42
第1節 防災関係機関の活動	42
1 町	42
2 県	44
3 静岡県警察（島田警察署）	45
4 消防機関	45
5 自衛隊	46
6 防災関係機関	47
第2節 情報活動	50
1 町	50
2 防災関係機関	51
第3節 広報活動	51
1 町	51
2 防災関係機関	52
3 住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	52
第4節 自主防災活動	53
1 東海地震注意情報発表時	53
2 警戒宣言発令時	53
第5節 緊急輸送活動	54
1 町	55
2 防災関係機関	56
第6節 自衛隊の支援	56
1 災害派遣要求事項	56
2 県に対する応援要請	56
3 地震防災派遣部隊の受入	56
第7節 避難活動	56
1 避難対策	57
2 避難地の設置及び避難生活	59
第8節 社会秩序を維持する活動	60
1 予想される混乱	60
2 実施事項	60
3 島田警察署の実施事項	60
第9節 交通の確保活動	61
1 自動車運転者のとるべき措置	61
2 交通規制の基本方針（県公安委員会）	61
3 交通規制計画（県公安委員会）	62
4 緊急輸送車両の確認等	62
5 障害物の除去活動	62

第10節 地域への救援活動.....	62
1 食料及び日用品の確保	63
2 飲料水等の確保	63
3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理	64
第11節 町有施設設備の防災措置.....	65
1 無線通信施設等	65
2 公共施設等	65
3 コンピュータ.....	66
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	66
1 東海地震注意情報発表時	67
2 警戒宣言発令時	68
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	70
1 各施設・事業所に共通の事項	70
2 各施設・事業所の計画において定める個別事項	71
第14節 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策.....	74
1 東海地震注意情報発表時	74
2 警戒宣言発令時	74
第5章 災害応急対策.....	76
第1節 防災関係機関の活動	76
1 町.....	76
2 静岡県警察（島田警察署）	77
3 静岡市消防局.....	77
4 町消防団.....	78
5 指定地方行政機関	78
6 指定公共機関.....	78
7 指定地方公共機関	78
第2節 情報活動	78
第3節 広報活動	78
第4節 緊急輸送活動	79
第5節 広域応援要請	79
第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動	79
1 消防活動.....	79
2 水防活動.....	79
3 人命の救出活動	79
4 被災建築物等に対する安全対策.....	79
5 災害危険区域の指定.....	79
第7節 避難活動	79
第8節 社会秩序を維持する活動.....	79
第9節 交通の確保対策	80
第10節 地域への救援活動.....	80

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	80
2 給水活動	80
3 燃料の確保	80
4 医療救護活動	80
5 し尿処理	80
6 廃棄物（生活系）処理	80
7 災害廃棄物処理	81
8 防疫活動	81
9 遺体の搜索及び措置	81
10 応急住宅の確保	81
11 ボランティア活動への支援	81
第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	81
第12節 被災者の生活再建等への支援	81
第13節 町有施設及び設備等の対策	81
1 町・県防災行政無線	81
2 公共施設等	82
3 コンピュータ	83
第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	83
1 水道（くらし環境課）	83
2 電力（中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所）	83
3 ガス	84
4 通信	84
5 放送（日本放送協会、民間放送会社）	84
6 市中金融	84
7 鉄道（大井川鐵道株式会社）	85
8 道路（国、県、町）	85
第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	85
1 各施設・事業所に共通の事項	85
2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項	86
第6章 復旧・復興対策	87
第1節 防災関係機関の活動	87
1 町	87
2 静岡県警察（島田警察署）	88
3 指定地方行政機関	88
4 指定公共機関	89
5 指定地方公共機関	90
第2節 激甚災害の指定	91
第3節 震災復興計画の策定	91
1 計画策定の体制	91
2 計画の構成	91
3 計画の基本方針	92
4 計画の公表	92

5 国・県との調整	92
第4節 復興財源の確保	92
1 予算の編成	92
2 復興財源の確保	92
第5節 震災復興基金の設立	93
1 震災復興基金の設立	93
第6節 復旧事業の推進	93
1 復旧計画の策定	93
2 基盤施設の復旧	94
第7節 農山村の復興	94
1 農山村復興計画の策定	94
2 農山村の復興	95
第8節 被災者の生活再建支援	95
1 恒久住宅対策	95
2 災害弔慰金等の支給	96
3 被災者の経済的再建支援	96
4 雇用対策	96
5 要配慮者の支援	97
6 生活再建支援策等の広報・PR	97
7 相談窓口の設置	97
8 保険の適用	98
第9節 地域経済復興支援	98
1 産業復興計画の策定	98
2 中小企業を対象とした支援	98
3 農林業者を対象とした支援	98
4 地域全体に影響を及ぼす支援	99

第1章 総則

この計画の目的、性格及び構成を明らかにし、町、防災関係機関、事業所及び住民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

また、この計画の基礎となる第4次地震被害想定概要を示すものである。

第1節 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき作成する「川根本町地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年度法律第73号。以下「法」という。）第6条に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

1 計画の目的

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、川根本町（以下「町」という。）の地域に係る地震対策について定めるものである。
- (2) この計画は、町、防災関係機関、事業所及び住民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) この計画のうち、第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和55年法律第63号）、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- (4) この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定めるものである。
- (5) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。

3 計画の構成

この計画は、本編と資料編及び別紙から構成し、本編の構成は次の6章による。

- (1) 第1章 総則

この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

(3) 第3章 地震防災施設緊急整備計画

整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

(4) 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策

(5) 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策

(6) 第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の対策を示す。

(7) 第6章 復旧・復興対策

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策を示す。

第2節 過去の顕著な災害

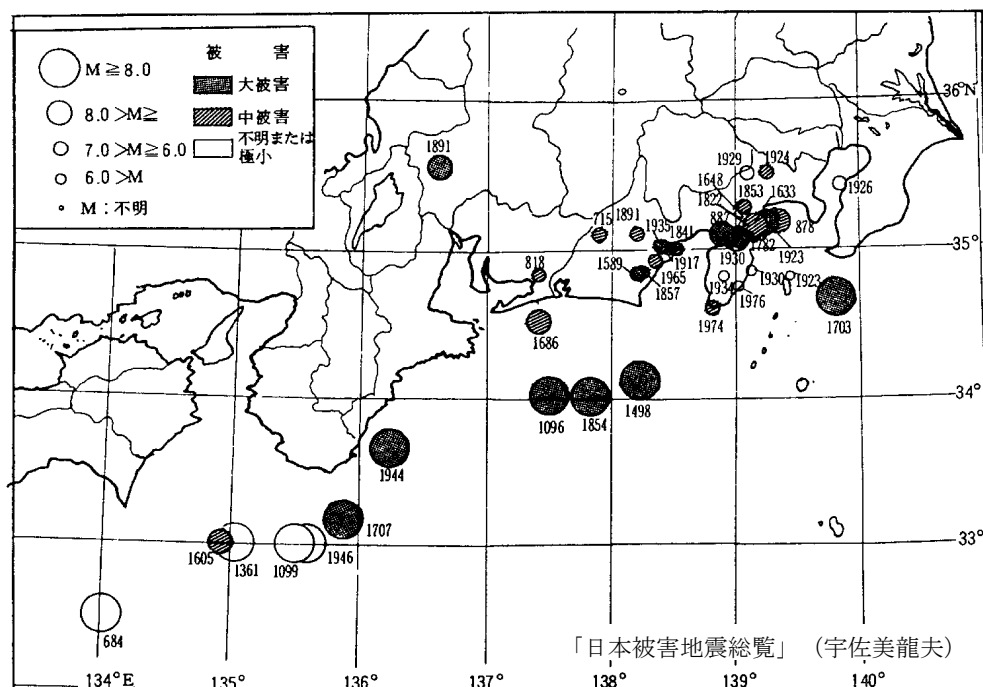
本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

陸域には糸魚川―静岡構造線や中央構造線等の大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層等多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

県下に大被害を与えた地震、及び県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

【静岡県下に大被害を与えた地震及び震度5以上の震度を観測した地震の震源地分布】



【静岡県内（県東部（伊豆）を除く）の地震活動】

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 経 北 緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害状況	
					西部 （遠江）	中部 （駿河）
3*	684.11.29 天武 13.10.14	134.0 32.5 南海・西海道	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。	
5	715. 7. 4 和銅 8. 5.25	137.9 35.1 遠 江	6.4	[O] IV	山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。	
6	715. 7. 5 和銅 8. 5.26	137.4 34.8 三 河	6.7	[1] IV～V	県西境に多少の被害があったと推定される。	
22	878. 11. 1 元慶 2. 9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[II] V		
26*	887. 8.26 仁和 3. 7.30	135.3 33.0 五畿七道	8.6	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。	
38*	1096.12.17 嘉保 3.11.24	137.5 34.0 畿内・東海道	8.4	[III] 2 VI		仏神舎屋百姓四百余流失。
39	1099. 2.22 康和 1. 1.24	135.5 33.0 南海道	8.4	[IV] IV	津波による被害が多少あったと推定される。	
56*	1361. 8. 3 正平16. 6.24	135.0 33.0 畿内・土佐・阿波	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか？	
68*	1498. 9.20 明応 7. 8.25	138.2 34.1 東海道	8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。	沿岸に津波死2万6千という。（志太郡）
79	1589. 3.21 天正17. 2. 5	138.2 34.8 駿河・遠江	6.7	[I] V～IV	民家多く破れ倒る。（駿・遠）	
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西海	7.9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。死者多し。白州丁津波。	
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿豆相	7.1	[II] 1 V		吉原で家くすれ、地割あり。三島で家くすれる。（不苦という文書もあり）
141	1686.10. 3 貞享 3. 8.16	137.4 34.5 遠江・三河	7.0	[I] V	荒井で関所・番所・町家少々破損、死者あり。	
153*	1707.10.28 宝永 4.10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地でQuicksand現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。
163	1718. 8.22 享保 3. 7.26	伊 那	6.4	[I] IV～V	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。	
243	1841. 4.22 天保12. 3. 2	138.5 35.0 駿 河	6.4	[O] V～IV		駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・石灯籠いたみ、社堂破損、江尻・清水辺で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三保の砂地2千坪沈下。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 経 北 緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害状況	
					西部 (遠江)	中部 (駿河)
257*	1854.12.23 嘉永 7.11. 4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[IV] 3 Ⅶ	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災、湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村296軒のうち全潰178、半潰116、無傷1。
265	1857. 7.14 安政4.閏5.23	138.2 34.8 駿 河	6.4	[O]		田中城で塀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしという。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	V～Ⅵ	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉の湧出量も増加。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	Ⅳ		沼津で土蔵の鉢巻おちる。駕籠坂峠で土地の陥没（長さ20間巾3尺、深さ3尺）あり、道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ所。
414	1917. 5.18 大正 6	138.4 34.95 静岡付近	5.8		浜松地方で地裂・煙突の倒壊、壁落あり。	静岡市・煉瓦塀・煉瓦煙突の被害。清水・江尻でも同様の小被害。全体で死2（静岡市）、傷6。
430*	1923. 9. 1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	V	県全体で死375、傷1,243不明68、家屋全壊2,298、半壊10,219、損失5、流失661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄である。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。
435	1924. 1.15 大正 13	139.2 35.5 丹沢山塊	6.7	V		駿東郡で傷26、建物全壊10、半壊243。
453	1929. 7.27 昭和 4	139.1 35.5 丹沢付近	6.1 20km	V		竜坂峠で亀裂。土砂崩壊し県道を埋めた所あり。富士山で落石。
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北伊豆	7.3 0～ 5km	Ⅵ		清水港・三保港の岸壁崩壊。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	Ⅵ		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸壁、倉庫大破。
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東海沖	7.9 0～ 30km	Ⅵ	遠州灘で津波の高さ1～2m。太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。	県下全体で、死255、傷704、住家全壊5,828、半壊7,815。静岡市付近に被害率の高い所あり。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南海沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、船舶損失105。
546*	1960. 5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	O	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。
567	1965. 4.20 昭和 40	138.18 34.53 静岡付近	6.1 20km	Ⅳ		清水市北部の平野で被害大。壁の破損・瓦落下土台の破損・柱の移動等があった。全体で死2、傷4、住家一部破損9。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 経 北 緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害状況	
					西部 (遠江)	中部 (駿河)
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	Ⅵ弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。
—	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	Ⅴ弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁

注) 番号欄の「*」印は、津波を伴った地震を示す。 出典)「日本被害地震総覧」(宇佐美龍夫)に加筆

第3節 予想される災害

現在、静岡県内に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)等の巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部等を震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。町及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

1 静岡県第4次地震被害想定

地震によって、町内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、県では、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」等を踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象としているが、当町においては、相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震による建物並びに人的被害は発生しないと想定されており、以下に駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震による被害想定結果のみを示す。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震※ ¹	レベル2の地震※ ²
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))

	安政東海型地震 5 地震総合モデル	
--	----------------------	--

※¹レベル1の地震：本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震。

※²レベル2の地震：発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

また、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに住民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算している。

(2) 建物等被害に係る想定結果（川根本町）

（単位：棟）

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	
地震動	全壊	約40	約40	約40	約40
	半壊	約400	約400	約400	約400
液状化	全壊	-	-	-	-
	半壊	-	-	-	-
人工造成地	全壊	-	-	-	-
	半壊	-	-	-	-
山・崖崩れ	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約200	約200	約200	約200
火 災	焼失	-	-	-	-
全建物棟数		5,774			
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約600	約600	約600	約600
建物被害率	全壊及び焼失	約2%	約2%	約2%	約2%
	半壊	約10%	約10%	約10%	約10%

「－」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果（川根本町）

（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊 （うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物）	死者数	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	重傷者数	約10 (-)	約20 (-)		- (-)	- (-)	
	軽傷者数	約60 (-)	約50 (-)		約20 (-)	約10 (-)	
山・崖崩れ	死者数	約10	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-		-	-	
	軽傷者数	-	-		-	-	
火 災	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-		-	-	
	軽傷者数	-	-		-	-	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-		-	-	
	軽傷者数	-	-		-	-	
死傷者数合計	死者数	約10	-	約10	-	-	-
	重傷者数	約10	約20		-	-	
	軽傷者数	約60	約50		約20	約10	
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	-	-	-	-	-	-

「-」：被害わずか

「/」：想定調査がなされていない

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・同調査では、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率低」別の想定結果が示されているが、当町では想定結果が同じであるため、区分して記載していない。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1か月未満の治療を要する負傷者

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果（川根本町）

ア 地震動：基本ケース※

（単位：棟）

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	
地震動	全壊	約40	約40	約40	約40
	半壊	約400	約400	約400	約400
液状化	全壊	-	-	-	-
	半壊	-	-	-	-
人工造成地	全壊	-	-	-	-
	半壊	-	-	-	-
山・崖崩れ	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約200	約200	約200	約200
火 災	焼失	-	-	-	-
全建物棟数	5,774				
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約600	約600	約600	約600
建物被害率	全壊及び焼失	約2%	約2%	約2%	約2%
	半壊	約10%	約10%	約10%	約10%

※基本ケース：中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの

イ 地震動：陸側ケース※

（単位：棟）

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	
地震動	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約600	約600	約600	約600
液状化	全壊	-	-	-	-
	半壊	-	-	-	-
人工造成地	全壊	-	-	-	-
	半壊	-	-	-	-
山・崖崩れ	全壊	約80	約80	約80	約80
	半壊	約200	約200	約200	約200
火 災	焼失	-	-	-	-
全建物棟数	5,774				
建物被害総数	全壊及び焼失	約200	約200	約200	約200
	半壊	約800	約800	約800	約800
建物被害率	全壊及び焼失	約3%	約3%	約3%	約3%
	半壊	約14%	約14%	約14%	約14%

※陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

ウ 地震動：東側ケース

(単位：棟)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	
地震動	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約500	約500	約500	約500
液状化	全壊	-	-	-	-
	半壊	-	-	-	-
人工造成地	全壊	-	-	-	-
	半壊	-	-	-	-
山・崖崩れ	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約200	約200	約200	約200
火 災	焼失	-	-	-	-
全建物棟数	5,774				
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約700	約700	約700	約700
建物被害率	全壊及び焼失	約2%	約2%	約2%	約2%
	半壊	約12%	約12%	約12%	約12%

※東側ケース：基本ケースの強震動生成域を、やや東側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの

「-」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果（川根本町）

ア 地震動：基本ケース

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊 (うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物)	死者数	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	重傷者数	約10 (-)	約20 (-)	/	- (-)	- (-)	/
	軽傷者数	約60 (-)	約50 (-)	/	約20 (-)	約10 (-)	/
山・崖崩れ	死者数	約10	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-	/	-	-	/
	軽傷者数	-	-	/	-	-	/
火 災	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-	/	-	-	/
	軽傷者数	-	-	/	-	-	/
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-	/	-	-	/
	軽傷者数	-	-	/	-	-	/
死傷者数合計	死者数	約10	-	約10	-	-	-
	重傷者数	約10	約20	/	-	-	/
	軽傷者数	約60	約50	/	約20	約10	/
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	-	-	-	-	-	-

「-」：被害わずか

「/」：想定調査がなされていない

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・同調査では、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率低」別の想定結果が示されているが、当町では想定結果が同じであるため、区分して記載していない。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1か月未満の治療を要する負傷者

イ 地震動：陸側ケース

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊 (うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物)	死者数	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	重傷者数	約10 (-)	約20 (-)		- (-)	約10 (-)	
	軽傷者数	約90 (-)	約70 (-)		約30 (-)	約20 (-)	
山・崖崩れ	死者数	約10	-	約10	-	-	-
	重傷者数	-	-		-	-	
	軽傷者数	-	-		-	-	
火 災	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-		-	-	
	軽傷者数	-	-		-	-	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-		-	-	
	軽傷者数	-	-		-	-	
死傷者数合計	死者数	約10	-	約10	-	-	-
	重傷者数	約10	約20		-	約10	
	軽傷者数	約90	約70		約30	約20	
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	-	-	-	-	-	-

ウ 地震動：東側ケース

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊 (うち屋内収容物 移動・転倒、屋内 落下物)	死者数	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	重傷者数	約10 (-)	約30 (-)		- (-)	約10 (-)	
	軽傷者数	約80 (-)	約70 (-)		約20 (-)	約20 (-)	
山・崖崩れ	死者数	約10	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-		-	-	
	軽傷者数	-	-		-	-	
火 災	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-		-	-	
	軽傷者数	-	-		-	-	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-		-	-	
	軽傷者数	-	-		-	-	
死傷者数合計	死者数	約10	-	約10	-	-	-
	重傷者数	約10	約30		-	約10	
	軽傷者数	約90	約70		約20	約20	
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	-	-	-	-	-	-

「-」：被害わずか

「/」：想定調査がなされていない

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・同調査では、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率低」別の想定結果が示されているが、当町では想定結果が同じであるため、区分して記載していない。
- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1か月未満の治療を要する負傷者

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

町、県の機関、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 町

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理（対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の市町に限る）
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難の指示に関する事項
- (10) 消防、水防その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (15) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進

- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報・注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 静岡県警察（島田警察署）

- (1) 東海地震予知情報等の受理及び伝達
- (2) 東海地震予知情報等の広報
- (3) 危険区域への立入規制及び警備
- (4) 犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持
- (5) 避難情况等に関する情報等の収集

4 静岡市消防局

- (1) 消防、その他の応急措置
- (2) 被災者の救難、救助その他保護
- (3) その他災害の発生の防御又は、拡大防止のための措置
- (4) 地震防災応急計画の作成指導、届出の受理
- (5) 防災知識の啓発、普及
- (6) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督

5 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (2) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）
 - ア 災害時における人命保護のための救助活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第11飛行教育団（静浜基地）
 - ア 災害時における人命保護のための救助活動
 - イ 災害時における応急復旧活動

6 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線電気通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
 - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - ア 災害時における財務金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
 - イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (3) 厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）
 - ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導
 - イ 事業場の被災状況の把握
- (4) 農林水産省関東農政局
 - ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
 - イ 応急用食料・物資の支援に関すること
 - ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
 - エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
 - オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
 - カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
 - キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
 - ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
 - ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること

- コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- サ 被害農業者に対する金融政策に関すること
- (5) 農林水産省関東農政局静岡県拠点
食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (6) 林野庁関東森林管理局
災害復旧用材（国有林材）の供給
- (7) 経済産業省関東経済産業局
 - ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - ウ 被災中小企業の振興に関すること
- (8) 国土交通省中部地方整備局
 - ア 災害予防
 - (7) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 初動体制
地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - ウ 応急・復旧
 - (7) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 県及び町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
- (9) 国土交通省中部運輸局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
 - オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
 - キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- (10) 国土地理院中部地方測量部
 - ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (11) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ア 知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと
 - イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得等の周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
 - ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保安
 - エ 地震予知及び地震・津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
 - オ 異常現象に関する情報が町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
- (12) 環境省関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (13) 環境省中部地方環境事務所
 - 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (14) 防衛省南関東防衛局
 - ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

7 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社（中川根郵便局、徳山郵便局、地名郵便局、千頭郵便局）
 - ア 郵便事業の運営に関すること
 - イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
 - ウ 施設等の被災防止に関すること
 - エ 利用者の避難誘導に関すること
- (2) 日本赤十字社静岡県支部
 - ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救援物資の配布
 - エ 義援金の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕員の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (3) 日本放送協会（静岡放送局）
 - ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
 - イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びそ

の他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること

- ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
- エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
- (4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、㈱NTTドコモ東海支社（静岡支店）
 - ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配
- (5) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグループ株式会社、シクシス株式会社
 - LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2 次基地から充填所へのLP ガスの配送
- (6) 日本通運株式会社（焼津支店）、福山通運株式会社（焼津支店）、佐川急便株式会社（大井川営業所）、ヤマト運輸株式会社（浜松主管支店）、西濃運輸株式会社（藤枝支店）
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (7) 中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所
 - ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - イ 復旧用資機材等の整備
 - ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (8) KDDI 株式会社（中部総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - ア 東海地震予知情報の伝達
 - イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (9) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人静岡県LPガス協会（㈱大畑、川根ガス㈱千頭営業所、㈱長塚石油、平口鉄工所、森下商会）
 - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - エ 燃料の確保に関する協力
 - オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (2) 大井川鐵道株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
 - イ 列車の運転規制措置
 - ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- (3) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会
 - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保

- (4) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社、株式会社FM島田）
 - ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
 - ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (5) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (6) 土地改良区
 - ア 災害予防
 - 所管施設の耐震性の確保
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時
 - 関係機関等に対する用水状況の情報提供
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 所管施設の緊急点検
 - (ウ) 農業用水及び非常用用水の確保
- (7) 一般社団法人静岡県警備業協会
 - 災害時の道路交差点での交通整理支援
- (8) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力
- (9) 一般社団法人静岡県建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町の行う防災活動に協力するものとする。

- (1) 川根本町商工会（川根本町商工会、川根本町商工会本川根支所）
 - ア 町が行う商工業関係の被害調査についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
- (2) JAおおいがわ（中川根支店、上長尾支店、徳山支店、本川根支店）
 - ア 農林水産物の被害調査についての協力
 - イ 災害時における農産物の確保

- ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
- (3) 森林組合おおいがわ（本川根支所）
 - ア 林野火災の予防
 - イ 応急対策用木材の確保及び協力
- (4) 社会福祉法人川根本町社会福祉協議会（中川根事務所、本川根事務所）
町が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関すること
- (5) 川根本町建設業関係団体
災害時における応急復旧対策についての協力
- (6) 川根本町赤十字奉仕団
 - ア 川根本町の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 住民に対する情報の連絡、収受
 - ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
 - エ リ災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
- (7) 防災上重要な施設の管理者
 - ア 所管に係る施設についての防火管理
 - イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施
 - ウ 当該施設に係る災害復旧
- (8) 川根本町自主防災組織
 - ア 町の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 住民に対する情報の連絡、収受
 - ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
 - エ リ災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

10 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
- (7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・設備等の点検、仕掛工事の中止
等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

第2章 平常時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

＜第1編共通対策編 第2章災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」＞に準ずる。

第2節 自主防災活動

＜第1編共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の防災活動」＞に準ずる。

第3節 地震防災訓練の実施

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

住民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また随時、図上訓練等を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

1 町

(1) 防災訓練の内容

町は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ア 総合防災訓練

南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策について、次の事項を重点に行う。

(7) 職員の動員（警戒本部設置準備のための要員招集を含む。）

(イ) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達

(ロ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報

- (イ) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動
- (ロ) 南海トラフ地震臨時情報及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
- (ハ) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- (ニ) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (ホ) 消防、水防活動
- (ヘ) 救出、救助
- (コ) 避難生活
- (セ) 道路啓開
- (ソ) 応急復旧

イ 地域防災訓練

- (ア) 12月第1日曜日の「地域防災の日」に、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
- (イ) この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

ウ 個別訓練

総合防災訓練、地域防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。

(ア) 情報の収集、伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。

(イ) 職員の動員訓練

適宜、交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内、外の条件を加味して実施する。また、動員訓練に当たっては、本部の設置、各班の地震防災応急対策の確認、検討、防災教育も併せて行う。

(ロ) 防災業務の訓練

各課等は、それぞれ所掌する防災業務について、単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。

(2) 県、防災関係機関の防災訓練に対する協力等

ア 町は、県及び防災関係機関に対し、町が実施する訓練に参加するよう要請する。

イ 町は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(3) 訓練の実施回数

総合防災訓練	年1回以上
地域防災訓練	年1回以上
個別防災訓練	年1回以上

(4) 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

- (1) 経済産業省関東経済産業局
 - ア 組織動員
 - イ 情報連絡
 - ウ 生活必需品等の防災関係物質の供給の確保など地震防災応急対策
 - エ 生活必需品の調達、あっせんなど地震防災応急対策
- (2) 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、浜松河川国道事務所）
 - ア 組織動員
 - イ 情報連絡
 - ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策
 - エ 関係機関との情報共有
- (3) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、(株)NTTドコモ東海支社（静岡支店）
 - ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策
 - ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
- (4) 日本赤十字社静岡県支部
 - ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施
 - イ 血液製剤の確保及び供給
 - ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導
- (5) 日本放送協会
 - ア 組織動員
 - イ 情報連絡
 - ウ 放送送出
 - エ 視聴者対応等
- (6) 中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所
 - ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧
 - イ 地震防災応急対策
 - ウ 災害復旧
- (7) 大井川鐵道株式会社
 - ア 情報伝達
 - イ 列車の運転規制及び運転再開
 - ウ 乗客の避難誘導
- (8) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社、株式会社FM島田
 - ア 組織動員
 - イ 情報連絡
 - ウ 視聴者対応等
- (9) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検

エ その他施設、事業の特性に応じた事項

3 防災訓練の広報

町は、訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

第4節 地震災害予防対策の推進

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

町は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として県が策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を踏まえ、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。また、その際、住民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。

業務継続計画の策定等により、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

1 緊急消防援助隊の受援体制

町及び県は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 消防団による避難誘導のための拠点施設
- (2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- (3) 消防局又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの
- (4) 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- (5) 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、資機材
- (6) 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- (7) その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

町は県と協力して、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び住民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。

(1) 危険物施設、少量危険物取扱所

県が示す「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。

(2) 高圧ガス（ＬＰガスを含む。）施設

ア 高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。

イ 特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止装置の実施を徹底する。

(3) ＬＰガス消費設備

ＬＰガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

(4) 研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。

ア 可燃物と酸化剤の接触による発火

イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ウ 金属粉、カーバイト、その他への浸水による発火

(5) 不特定多数の者が出入りする施設

旅館、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。

(6) 石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

(7) 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

(8) その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

4 建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を評価する方法及び耐震性が不十分と評価された建築物について、補強工法、これから建築する建築物の耐震設計法、並びに家具の耐震対策等を示し、住民を始め関係行政機関、並びに建築士会等建築関係団体に対し啓発指導する。

また、住宅の建て替え及び補強等のため融資制度を確立し、もって建築物等の耐震性を向上する計画を定める。

(1) 建築主等による耐震性の向上

建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図るものとする。

ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

(2) 町及び県による耐震性の向上

町は次の事項を実施し、耐震性の向上を図るものとする。

ア 建設課に住民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。

イ 自主防災組織等と連携して説明会等を実施して、建物の耐震補強等の促進を図る。

ウ 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発を行う。

県が作成した建築物の耐震性評価方法、補強方法、建築物の耐震構造設計指針等により関係団体等に対し指導する。住民が建て替え、補強等を行う際には、次の要領による対策を講ずるよう指導を行う。

(7) 新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づき、設計及び工事監理等を周知徹底し、建築物の耐震化、不燃化を図るものとする。

(イ) 既存建築物

「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

(ロ) 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

エ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

(3) 公共建築物の耐震化

町及び県は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

(4) コンピュータの安全対策

町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」等の各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。

(5) 家具等の転倒防止

町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、住民に対する啓発指導に努める。

また、事業所等のスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。

(6) ブロック塀等の倒壊防止

町有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60 cm以下の高さとする。

また、町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。

さらに、県及び町は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど、安全確保に向けた取り組みを進める。

(7) ガラスの飛散防止

町は、県が定めた「ガラス類等安全対策指針」により、多数の人が通行する道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

(8) 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

(9) 供給ラインの耐震化

ア ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。

イ ライフライン事業者及び施設管理者は、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

ウ ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

(10) 住宅等の耐震化促進融資

住宅の新築増改築等（補強を含む）により、その耐震化を促進するため住宅金融支援機構の利用について適切な啓発指導を行うとともに、さらに耐震性の向上を図るため静岡県個人住宅建設資金の活用を推進する。

5 被災建築物等に対する安全対策

(1) 応急危険度判定体制等

町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

(2) 災害危険区域の指定

町長又は知事は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

ア 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。

イ 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

6 防災不燃化促進対策

町は、地震火災から住民の生命を守るため、避難地、避難路の周辺にある建築物の不燃化の促進を図るものとする。

7 地盤災害の予防対策

町及び県は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

(1) 山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

(2) 軟弱地盤対策の推進

町及び県は、軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。

(3) 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等を、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

(4) 大規模盛土造成地対策の推進

地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

8 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構造物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構造物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

また、町及び県は当該構造物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
道路標識、 交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋島	・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	・既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

9 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

ア 要避難地区の指定

町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、町の地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

イ 避難対象地区の指定

町長は、警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地区を除く、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

ウ 避難地、避難路の指定

町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

(7) 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

(イ) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一時避難地を指定する。

(ウ) 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難建物等の施設を指定する。

エ 避難所の指定

町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

ア 避難誘導體制整備

町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 山・がけ崩れ危険予想地域

要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。

(7) 山・がけ崩れ危険予想地域図

町は、県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視する。

(イ) 住民への危険性の周知

町長は、地域の実情に即した方法により、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

(ウ) 地震発生時

町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

10 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対して、迅速かつ的確に救出活動が実施できるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

(1) 町が実施すべき事項

ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動について

の意識啓発

- イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
 - ウ 救出技術の教育、救出活動の指導
 - エ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
- (2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項
- ア 救出技術、救出活動の習得
 - イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

11 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、第1編共通対策編 第2章災害予防計画 第12節「要配慮者支援計画」に準ずる。

12 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

ア 町が実施すべき事項

- (ア) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- (イ) 町内における緊急物資流通在庫の調査
- (ウ) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一時備蓄
- (エ) 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (オ) 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討
- (カ) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- (キ) 給食計画の策定

イ 住民が実施すべき事項

- (ア) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (イ) 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
- (ウ) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- (エ) 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

ア 町が実施すべき事項

- (ア) 復旧資機材の備蓄を行う。
- (イ) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (ウ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに、耐震性貯水槽を設置する。
- (エ) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導を行う。
- (オ) 工事業者等との協力体制を確立する。

イ 住民が実施すべき事項

- (ア) 家庭内における貯水

- a 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
- b 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- c 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れや破損しないものとする。

(1) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- a 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
- b 災害発生時に利用予定の井戸、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- c ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

(3) 燃料の確保

重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。

(4) 医療救護

ア 町が実施すべき事項

- (ア) 直接地域住民の生命、健康を守るため、町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。
- (イ) 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。
- (ウ) 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。
- (エ) 救護班（DMA T等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。
- (オ) 家庭救護の普及を図る。

イ 住民が実施すべき事項

- (ア) 軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品を準備する。
- (イ) 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。
- (ウ) 献血者登録及び供血に協力する。

ウ 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

- (ア) 応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。
- (イ) 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。

(5) 防疫及び保健衛生活動

ア 町が実施すべき事項

- (ア) し尿処理及び防疫実施計画を作成する。
- (イ) し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。
- (ウ) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (エ) 住民が行う防疫の指導をする。
- (オ) 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

イ 住民が実施すべき事項

- (ア) し尿等の自家処理に必要な資材器具の準備をする。
- (イ) し尿等の共同処理について、助け合いの実施をする。

(6) 清掃活動

ア 町が実施すべき事項

- (ア) 被害想定に基づき、発生する災害廃棄物（し尿、ごみ）処理計画を定める。

- (4) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

イ 住民が実施すべき事項

- (ア) 廃棄物等の自家処理に必要な資材器具の準備をする。
- (イ) 廃棄物等の共同処理について、助け合いの実施をする。

(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所（被災者の避難施設）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

ア 必要な設備及び資機材

- (ア) 通信機材
- (イ) 放送設備
- (ウ) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (エ) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (オ) 給水用機材
- (カ) 救護所及び医療資機材
- (キ) 物資の集積所
- (ク) 仮設の小屋又はテント
- (ケ) 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
- (コ) 防疫用資機材
- (サ) 清掃用資機材
- (シ) 工具類

(8) 救援・救護のための標示

ア 公共建築物・病院への番号表示

町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。

イ 孤立予想地域

町は、孤立する恐れがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、推進する。

(9) 応急仮設住宅

ア 供給体制の整備

町及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

イ あっせん等体制の整備

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

13 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

また、建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。

なお、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

14 災害廃棄物の処理体制の整備

町は、災害廃棄物（がれき・残骸物）処理計画を定める。

また、町は、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努めるものとし、その整備を推進する。

15 公共土木施設等の応急復旧

町及び県は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材を整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるように体制を強化するものとする。

16 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。

また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

17 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両等の整備を図る。

また、法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について、事前届出を行うとともに、制度の周知徹底に努める。

18 文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

(1) 必要な対策

- ア 文化財等の耐震措置の実施
- イ 安全な公開方法、避難方法の設定
- ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生における連絡体制の事前整備
- エ 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- オ 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備

カ 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

19 非常用発電発電機等（停電対応）の整備

町は、停電時において、自ら所有する電気通信機器を稼動するために、本庁舎、総合支所及び防災上重要な施設に必要な非常用発電機等のさらなる充実を図る。

また、町内の事業所に対してもその重要性の啓発を行う。

第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から町土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること
- (2) 地震発生後の被災住民等の生活を確保すること
- (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

- (1) 消防用施設の整備及び消火用水対策
 - ア 地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。
 - イ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど、多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
- (2) 通信施設及び情報処理体制の整備
 - ア 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。
 - イ このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。
 - ウ 情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。
 - エ 住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

- (1) 避難地の整備

避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。
- (2) 避難路の整備

幹線避難路等町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避

難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

(3) 消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

(4) 共同溝、電線共同溝等の整備

町は、災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者及び住民と調整を行いつつ整備を図る。

(5) 老朽住宅密集市街地地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

ア 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワーク（橋梁等社会基盤施設を含む。）を構築する。

イ 特に、知事の指定した緊急輸送路と町の重点拠点とを連絡する道路を整備し、事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。

(2) ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するために、既存のヘリポートに加え、ヘリコプターの離発着が可能な場所を選定、調査し、新たなヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

(1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

児童・生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等、不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(5) 本庁舎、総合支所、消防施設等の整備

本庁舎、総合支所、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

ア 地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

イ 地震災害時の災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。

また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策等の拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。

(2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

(3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

(4) 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両等の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

東海地震等による災害から町土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。

静岡県は、事業の実施期間を昭和 55 年度から令和 6 年度までの 45 年間としており、当町においては当該計画に次の事業を盛り込み、整備促進を図る。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、町の防災対応の概要を以下のとおり定める。

町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の町の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備体制（情報収集体制） 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の町の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒発表時）」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。

※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。また、地域住民に対し、日頃から地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の町の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	警戒本部体制 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 また、臨時の課長会議等を開催し、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保

※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 避難対策等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

（ア）住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

（イ）高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

県及び市町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。県及び市町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

（1）地域住民等の事前避難行動等

（ア）基本方針

市町長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

（イ）事前避難対象地域の設定

市町は、津波による被害の発生が予想される地区等において、地域の特性を考慮のうえ、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域を設定し明示するものとする。なお、屋間

には避難が可能であるが、夜間（就寝時）には津波からの緊急避難が困難と想定される地域においては、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域を設定することも可能とする。

また、事前避難対象地域が定まるまでの間、市町は、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言時に避難指示の対象とした地域（山・がけ崩れを除く）を事前避難対象地域に暫定的に位置付けることができる。

(ウ) 避難指示等の基準

市町長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難指示等を行うものとし、対象地区等について、あらかじめ定めるものとする。なお、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域に対しては、夜間のみを対象とした避難指示等を発表することも可能とする。

(a) 住民事前避難対象地域：避難指示

(b) 高齢者等事前避難対象地域：高齢者等避難

(I) 避難指示等の伝達方法

市町長は、避難指示等を発表したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

(ロ) 避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、県及び市町は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合に とるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるように努める。

(a) 事前避難対象地域の地区名等

(b) 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

(c) 安全な避難場所・避難経路等の確認

(d) 避難行動における注意事項

(ハ) 避難計画の作成

市町は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

(2) 避難所の運営

(ア) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市町は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。また、市町は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

(イ) 避難所の設置及び避難生活

(a) 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

(b) 設置場所

市町があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

(c) 設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとし た1週間とする。

(d) 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市町は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等につ いて、住民等と検討・調整を行うものとする。

5 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止のために講ずる措置について、その対策を定めるものとする。

6 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

町及び関係団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係期間等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する

情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

8 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

9 交通

(1) 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

10 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

（以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における、町、県、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行なわれていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。）

東海地震注意情報の発表により、政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町、県、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等が実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるのではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、住民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒の帰宅や要配慮者の避難等の時間を要する応急対策の準備行動等とし、その実施に当たっては、町・県・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じた対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 町

【東海地震注意情報発表時等】

(1) 防災体制の確保

町は、東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて川根本町地震災害警戒本部・支部（以下「町警戒本部」という。）を迅速に設置できるように準備する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

(2) 応急対策の内容

町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に、地域の実情に応じて町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は次のとおりである。

ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防

災関係機関との情報の共有化

- イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
 - ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設準備
 - エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
 - オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
 - カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
 - キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
 - ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
 - ケ 必要に応じて要配慮者の避難のための避難地の開設
 - コ 必要に応じて町警戒本部の設置準備
 - サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携
 - (ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を島田警察署に要請する。
 - (ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。
 - シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
- (3) 消防機関の措置
- ア 消防団本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等
 - イ 消防団は、団員の連絡体制の確保
 - ウ 必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

- (1) 川根本町地震災害警戒本部・支部の設置
 - 町長は、警戒宣言が発せられたときは、町警戒本部・支部を設置する。
- (2) 町警戒本部
 - 町警戒本部は、概ね次の事項を実施する。
 - ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
 - イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携
 - (ア) 県中部方面本部に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を島田警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等にそれぞれ要請する。
 - (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
 - ウ 避難指示又は警戒区域の設定
 - エ 消防職員及び消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
 - オ 消防、水防等の応急措置
 - カ 避難者等の救護
 - キ 緊急輸送の実施
 - ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入

- ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- コ 自主防災組織活動の指導及び連携
- サ その他地震防災上の措置

(3) 町警戒支部

町警戒支部は、概ね次の事項を実施する。

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 町警戒本部への報告、要請等町警戒本部との地震防災活動の連携
住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を町警戒本部へ報告する。
- ウ 消防、水防等の応急措置
- エ 避難者等の救護
- オ 緊急輸送の実施
- カ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- キ 自主防災組織活動の指導及び連携
- ク その他地震防災上の措置

2 県

【東海地震注意情報発表時等】

(1) 防災体制の確保

東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、静岡県地震災害警戒本部等運営要領（昭和54年11月14日施行）（以下「県警戒本部等運営要領」という。）に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集させ、県警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。

(2) 主な業務内容

東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。

- ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有
- イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検安全措置の準備
- エ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
- オ 市町及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- カ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の準備要請及び受入準備
- キ 物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
- ク 必要に応じて市町等への職員の派遣
- ケ 県警戒本部の設置準備

コ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

(1) 県警戒本部

知事は、警戒宣言が発せられたときは、県警戒本部を設置する。

(2) 組織及び所掌事務

ア 県警戒本部、県警戒本部の方面本部（以下「方面本部」という。）の編成及び運営は、静岡県地震災害警戒本部条例（昭和 54 年条例第 30 号）及び県警戒本部等運営要領の定めるところによる。

イ 県警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。

(ア) 警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達

(イ) 市町や防災関係機関との情報の共有

(ロ) 地震防災応急対策上必要な広報

(ハ) 緊急輸送の実施又は調整

(ニ) 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備

(ホ) 社会秩序を維持する活動

(ヘ) 市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整

(ロ) 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入準備及び調整

(3) 国の現地警戒本部との連携

国の地震災害警戒本部が設置され、現地警戒本部が置かれた場合は、県警戒本部は、当該現地警戒本部との連携を図り、適切な地震防災応急対策を実施する。

3 静岡県警察（島田警察署）

(1) 地震関連情報（交通情報）の収集・提供（防災ヘリによる偵察含む。）

(2) 民心安定等のための広報

(3) 避難指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等

(4) 社会秩序維持のための取り締まり等

(5) 緊急交通路の確保のための規制、要請により避難路、緊急輸送路の確保のための規制

4 消防機関

(1) 静岡市消防局

ア 消防施設、消防局体制の整備

イ 救助及び救援施設、体制の整備

ウ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督

エ 防災知識の啓発、普及

オ 火災発生時の消火活動

カ 水防活動の協力、救援

キ 被災者の救助、救援

- ク 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
 - ケ その他地震災害拡大防止のための措置
- (2) 消防団本部
- 消防団本部は、町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
- ア 情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立
 - ウ 住民への避難指示の伝達
 - エ 出火防止のための広報
- (3) 消防団
- ア 情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動又は救助活動の出動体制の確立
 - ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
 - オ 住民の避難誘導
 - カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備
 - キ 警戒区域からの避難確保のパトロール
 - ク 救助用資機材の確保準備
 - ケ その他状況に応じた防災及び水防活動

5 自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
- ア 非常勤務態勢への移行
 - イ 指揮所の開設
 - ウ 各部隊の災害派遣準備
 - エ 情報組織の展開
 - オ 県庁等への連絡班の派遣
 - カ 通信組織の編成等
- (2) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地ほか）
- ア 非常勤務態勢への移行
 - イ 指揮所の開設
 - ウ 情報組織の展開
 - エ 県庁等への連絡班の派遣
 - オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等
- (3) 航空自衛隊第11飛行教育団（静浜基地）
- ア 非常勤務態勢への移行
 - イ 指揮所の開設
 - ウ 情報組織の展開

- エ 県庁等への連絡班の派遣
- オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 県庁等への方面現地調整所の開設
 - イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備
 - ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
- (2) 航空自衛隊第一航空団
 - ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
 - イ 地上部隊の災害派遣の準備
 - ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難
 - エ 救難機の周辺基地への集中
 - オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析
- (3) 航空自衛隊第11飛行教育団（静浜基地）
 - ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
 - イ 地上部隊の災害派遣の準備
 - ウ 練習機の域外基地への避難
 - エ 救難機の周辺基地への集中
 - オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

6 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 防災体制の確保

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
- (2) 応急対策の内容

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

 - ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、町や県との情報の共有化
 - イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
 - ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
 - エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動
 - オ 町及び県が実施する応急対策の連絡調整
 - カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受け入れ準備
 - キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

ア 総務省東海総合通信局

災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備

ウ 厚生労働省東海北陸厚生局

(ア) 災害状況の情報収集、連絡調整

(イ) 関係職員の派遣準備

(ウ) 関係機関との連絡調整

エ 農林水産省関東農政局

(ア) 情報収集

(イ) 関係機関との連絡調整

(ウ) 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導

オ 農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

カ 林野庁関東森林管理局

災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備

キ 経済産業省関東経済産業局

(ア) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保

(イ) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保

ク 国土交通省中部地方整備局

(ア) 施設対策等

a 河川管理施設等の対策等

b 道路施設対策等

c 営繕施設対策等

d 電気通信施設対策等

(イ) 災害対策用建設機械等の出勤及び管理

(ウ) 他機関との協力

(エ) 広報

ケ 国土地理院中部地方測量部

関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。

コ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

(ア) 知事に対する東海地震予知情報の通報

(イ) 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説

(ウ) 異常現象に関する情報が町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

(2) 指定公共機関

ア 日本郵便株式会社東海支社（中川根郵便局、徳山郵便局、地名郵便局、千頭郵便局）

- (7) 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
- (1) 郵便業務の取扱い及び郵便局における窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の広報
- (9) 郵便物、施設等の被災防止
- イ 日本赤十字社静岡県支部
 - (7) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - (1) 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - (9) 被災者に対する救援物資の配布
 - (1) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - (9) その他必要な事項
- ウ 日本放送協会（静岡放送局）
 - (7) 地震に関する情報の迅速な伝達
 - (1) 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
- エ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、㈱NTTドコモ東海支社（静岡支店）
 - (7) 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
 - (1) 防災関係機関の重要通信の優先接続
 - (9) 地震発災後に備えた資機材、人員の確保及び配置
- オ 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グループ株式会社、ジクシス株式会社
LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2 次基地から充填所へのLP ガスの配送
- カ 日本通運株式会社（焼津支店）、福山通運株式会社（焼津支店）、佐川急便株式会社（大井川営業所）、ヤマト運輸株式会社（浜松主管支店）、西濃運輸株式会社（藤枝支店）
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
- キ 中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所
 - (7) 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
 - (1) 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請
 - (9) 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進
 - (1) 電気による災害の予防広報の実施
 - (9) 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
 - (9) 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
- ク KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- ケ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (3) 指定地方公共機関
 - ア 一般社団法人静岡県LPガス協会（㈱大畑、川根ガス㈱千頭営業所、㈱長塚石油、平口鉄工所、森下商会）
 - (7) 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報
 - (1) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
 - イ 大井川鐵道株式会社
 - (7) 警戒宣言の伝達、東海地震予知情報
 - (1) 列車の運転規制

- (ウ) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- ウ 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会
防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
- エ 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社、株式会社FM島田）
 - (ア) 報道特別番組の編成
 - (イ) 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
 - (ロ) 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
- オ 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会
 - (ア) 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
 - (イ) 救護班の派遣又は派遣準備
- カ 土地改良区
 - (ア) 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
 - (イ) 緊急点検

第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 町

- (1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び地震予知情報の受理、伝達及び周知
 - ア 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては総務課、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ県に届けた部署において行うものとする。
なお、町警戒本部設置後においては、町警戒本部において受理、町警戒支部へ伝達するものとする。
 - イ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、住民等に伝達するものとする。
 - ウ 東海地震注意情報及び東海地震予知情報は、IP告知放送システム、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。
- (2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達
 - 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。
また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。
情報の種類の主なものは、次のとおりである。
 - ア 避難の状況

- イ 交通機関の運行及び道路交通の状況
 - ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
 - エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
 - オ 情報の変容、流言等の状況
 - カ 住民生活、社会・経済活動等の状況
 - キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
 - ク 消防団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
 - ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
- (3) 静岡県地震災害警戒本部等に対する報告
- 東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）等への報告は、県中部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに行うものとする。
- その主なものは、次のとおりである。
- ア 避難の状況
 - イ 町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

- (1) 地震予知情報等の収集及び伝達
- 県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届けるものとする。
- (2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達
- ア 収集方法
- 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集伝達するものとする。
- イ 県警戒本部への報告
- 県が「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

1 町

- (1) 広報事項
- 町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。

- ア 東海地震注意報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
 - イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報
 - ウ 家庭において実施すべき防災対策
 - エ 自主防災組織に対する防災活動の要請
 - オ 学校、保育園等の運営と児童・生徒の引渡し広報
- (2) 広報実施方法
- ア IP告知放送システム、緊急速報メール、インターネット、広報車・消防車等
 - イ 自主防災組織を通じての連絡
 - ウ 県に対する広報の要請

2 防災関係機関

- (1) 広報事項
- 防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。
- なお、その主なものは、次のとおりである。
- ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
 - イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- (2) 広報実施の方法
- 住民等に対する広報は、町警戒本部との連携を密にし、それぞれの機関の責任において報道機関の協力を得て行うものとする。

3 住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各々がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

- (1) 緊急警戒放送受信機付ラジオ・テレビ
警戒宣言
- (2) ラジオ・テレビ
東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
- (3) IP告知放送システム、緊急速報メール、インターネット、広報車・消防車
主として、町内の情報、指示、指導等
- (4) 携帯電話、スマートフォン
緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
- (5) 自主防災組織を通じての連絡
主として、町からの指示、指導、救助措置等
- (6) サイレン・半鐘
警戒宣言が発令されたことの伝達
- (7) インターネット
地域の情報・指示・指導等

- (8) デジタルサイネージ
地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

1 東海地震注意情報発表時

町は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

(1) 準備的措置

- ア 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- イ 警戒宣言発令時の自主防災組織の設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- ウ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
- エ 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- オ 東海地震注意情報発表時に、がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 警戒宣言発令時

(1) 自主防災組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。

(2) 情報の収集・伝達

- ア 町からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- イ 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じ町へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

イ 落下等防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を施す。

ウ 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等、出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

エ 備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

オ 診療所の外来診療

災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、診療所での外来診療の受診を控える。

(6) 避難活動

ア 避難行動

(ア) 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して、町長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後、町に報告する。

(イ) 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。

(ロ) 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

(ハ) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

イ 避難生活

(ア) 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

(イ) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。

(ロ) 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡を取り、その確保に努める。

(7) 社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、ＩＰ告知放送システム等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。
また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 町

(1) 緊急輸送対策の基本方針

- ア 町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。
- イ 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- ウ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。
- エ 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県中部方面本部と協議し、緊急輸送を行う。
- オ 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、町長は、県に対し必要な措置を要求するものとする。

(2) 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
- イ 緊急の処置を要する患者
- ウ その他
輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
 - (ア) 食料
 - (イ) 日用品等
 - (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの。

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 輸送の方法

- (ア) 陸上輸送
1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。
- (イ) 航空輸送
静岡市消防局、県及び県警察のヘリコプターによるほか、県中部方面本部長を通じて、県警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。

イ 輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

- (ア) 町有車両の活用
町有車両を状況に応じ配車する。
- (イ) 民有車両の借上げ
あらかじめ輸送業者と協定を結び、状況に応じて車両を借上げる。
- (ウ) 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求
- (エ) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請
燃料等の確保については、事前に関係団体と協定を結び、必要なとき手当する。

(4) 緊急輸送の調整

町、その他防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは町警戒本部において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 住民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6節 自衛隊の支援

警戒宣言が発令された場合、町長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。

1 災害派遣要求事項

警戒宣言発令後、自衛隊の支援を要求する事項は次のとおりである。

- (1) 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- (2) 地震発生直前の現況航空写真の作成
- (3) 特定の緊急患者の移送
- (4) 防災要員等の輸送

2 県に対する応援要請

町長は、知事に対し次の事項を示して自衛隊の派遣要請を要求する。

- (1) 派遣を希望する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 地震防災派遣部隊の受入

- (1) 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入態勢をとる。
- (2) 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部中部方面本部との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、

警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者等も含む。）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

1 避難対策

(1) 避難対策の基本方針

ア 町が、町地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下、「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。

町内の避難対象地区は、＜第2章平常時対策 第4節地震災害予防対策の推進 8「危険予想地域における災害の予防」＞のとおりである。

イ 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

ウ 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。

エ 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。

オ 避難対象地区以外の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じ、必要がある場合、自主防災組織等が定める付近の安全な空地等へ避難する。

(2) 避難のための指示

ア 指示の基準

町長は、警戒宣言が発せられたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。

イ 指示の伝達方法

町長は、警戒宣言発令後、速やかに避難対象地区の住民等に対し、IP告知放送システム、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官に対し、避難指示の伝達について協力を要請する。なお、町は必要に応じ、避難指示に関する放送を県に依頼する。

ウ 避難に際しての周知事項

町（消防団を含む。）及び島田警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、避難対象地区にあっては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言が出されたこと等の伝達に努める。

(ア) 避難対象地区の地区名

(イ) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

(ウ) 避難経路及び避難先

(I) 避難する時期

(II) 避難行動における注意事項（携行品・服装等）

(3) 警戒区域の設定

ア 警戒区域設定対象地域

町は、警戒宣言が発せられた場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。

イ 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

町長は、警戒宣言が発せられたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。町長は、警察官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

(4) 避難の方法

ア 住民の避難

町、自主防災組織があらかじめ協議して定めた避難地に避難するものとする。この場合も、安全な場所を集合場所としてここで人員等を確認し、まとまって避難地に移動する。

イ 病院、旅館、観光施設等不特定かつ多数が出入りする施設等の避難

(I) 施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を避難地と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底する処置をとるとともに、従事者に所要の訓練を実施するものとする。町が定めた避難地を避難先とする場合はあらかじめ町長と協議する。

(II) 避難の実施にあたっては、管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、また管理者は可能な限り避難地での食料、飲料水、寝具の供給、又はあっせんを行うものとする。

ウ 保育園、幼稚園、学校の避難

(I) 児童・生徒は、あらかじめ定めた方法により保護者へ引き渡す。

(II) 引き渡しができない児童・生徒については、校内等で適切な場所に避難するものとする。

(5) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活に配慮するものとする。

(6) 避難状況の報告

ア 町は、自主防災組織及び避難地の管理者等から直接に、又は島田警察署を通じて次の掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として次の(イ)に関する報告を求めないものとする。

(I) 避難の経過に関する報告は、危険な事態、その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

b 上記事態に対し、応急的にとられた措置

c 町等に対する要請事項

(II) 避難の完了に関する報告は、避難完了後速やかに行う。

a 避難地名

- b 避難者数
 - c 必要な救助、保護の内容
 - d 町等に対する要請事項
- イ 町は、避難状況について県及び島田警察署へ報告する。

2 避難地の設置及び避難生活

(1) 基本方針

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

(2) 避難地の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ等の危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で、居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

(ア) 山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。

(イ) 原則として公園、学校グラウンド等の屋外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

ウ 設置期間

(ア) 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

(イ) 避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

エ 避難地の運営

(ア) 町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て、避難地を運営する。

(イ) 避難地には、避難地の運営等を行うために、必要な町職員、消防団員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

(ウ) 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

(エ) 自主防災組織は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

(オ) ビニールシート、テント、天幕等は、自主防災組織又は各家庭が準備することを原則とする。

(カ) 食料、飲料水等の生活必需品は、各人が3日間分の非常持出品を含む1週間分を準備することを原則とする。

(キ) 町長は、買い物客、旅行者等で、交通機関の停止等により帰宅不能となった者の避難生活については、交通機関、その他の施設の管理者と十分協議しておくものとする。

(ク) 町長は、生活必需品が不足している者に対し、生活必需品のあっせんに努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民心の安定を図り、住民の的確な防災対策を促進する。

1 予想される混乱

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関連する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買出し、旅行者等の混乱

2 実施事項

- (1) 町長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察等の情報等により、各種の混乱の生ずる恐れがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、住民のとるべき措置について情報、広報ルート等による呼びかけを実施するものとする。
- (2) 物資、物価対策
 - ア 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、町警戒本部等を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ防止を啓発する。
 - イ 生活物資の異常な価格の高騰、買い占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成 11 年条例第 35 号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

3 島田警察署の実施事項

- (1) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線付き自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。
- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、活発な広報を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。

なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9節 交通の確保活動

町は、警戒宣言発令時の交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両及び歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 自動車運転者のとるべき措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。

イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 走行中の車両は次により行動する。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

(ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のために車両を使用しない。ただし、山間地で避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

2 交通規制の基本方針（県公安委員会）

(1) 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。

イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。

ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

- イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- ウ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに、自動車利用の抑制を図る。
- エ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

3 交通規制計画（県公安委員会）

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき、次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

- (1) 町内への一般車両の流入制限
- (2) 町内における車両の走行抑制
- (3) 緊急交通路等を確保するための措置

ア 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両又はルート内に起終点を有する車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

イ 町の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。

4 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

5 障害物の除去活動

町長は、幹線避難路及び緊急交通路の機能を確保するため指定された道路について、必要に応じ、障害物の除去指示、除去並びに除去のための広報活動を行う。

第10節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、町、県及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 準備的措置

ア 町は、緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。

- イ 町は、必要に応じて、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- ウ 緊急物資の流通在庫の著しい減少が生じた場合又はそのおそれが生じた場合は、町は県に対して調達又はその準備的措置を要請する。
- エ 町は、必要に応じて、緊急物資集積所等の開設準備を実施する。
- オ 町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- カ 町は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- キ 住民は、備蓄食料・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び飲料水・生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達の方針

警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の確保は、各家庭での備蓄と流通在庫の活用を基本とする。

ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。

イ 町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。

ウ 町は、住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 警戒宣言発令時に町及び住民・自主防災組織がとる措置

ア 町

(ア) 山、がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。

(イ) 県に対し緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。

(ウ) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。

(エ) 緊急物資集積場所の開設準備を行う。

イ 自主防災組織及び住民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

(3) 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、住民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

町及び住民は、地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

(1) 町

ア 住民に対して、備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水機材の点検、始動準備を行う。

エ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

オ 応急復旧体制の準備をする。

(2) 住民

ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

イ 携帯容器に貯水し、持出しの準備をする。

ウ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

町及び住民は、救急患者に対する医療救護及び地震発生後における医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

ア 町は、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

イ 町は、救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。

ウ 町は、患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。

エ 町は、住民に対し、医療救護施設情報を周知する。

オ 町は、警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

カ 町の救護病院及び仮設救護病院の指定はないため、重症患者については島田市立総合医療センターに搬送する。

(2) 防疫及び保健衛生活動

ア 町

(ア) 防疫のための資機材及び仮設トイレの資機材を準備する。

(イ) 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

イ 自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設トイレの設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

ア し尿処理

(ア) 町は、関係機関との連絡体制等について確認する。

(イ) 町は、医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

(ウ) 町は、し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。

(エ) 町は、し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

イ 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

(ア) 町は、関係機関との連絡体制等について確認する。

(イ) 町は、仮集積場の確認を行う。

(ウ) 町は、ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第11節 町有施設設備の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において町が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、住民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

1 無線通信施設等

無線機器管理取扱規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し、必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
- (3) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、河川、道路、砂防等、工事中の施設等並びに本庁舎、総合支所については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には町の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 道路
 - ア 町は、道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。
 - イ 道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力等の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
- (2) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等
土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、町・県・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。
- (3) 工事中の公共施設、建築物、その他
警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
- (4) 災害応急対策上重要な庁舎

町警戒本部（庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下・倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(5) 水道用水供給施設

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令時】

(1) 道路

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において、県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ 幹線避難路における障害物除去に努める。

(2) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための町・県・住民間の連絡体制を整える。

(3) 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(4) 災害応急対策上重要な庁舎

町警戒本部（庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下・倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

(5) 水道用水供給施設

溢水等を配慮した安全水位を確保し、送水を継続する。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

(1) コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

(2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

(3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、住民の生活に密接に関係のある防災関係機関が住民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、住民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、住民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を

継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

1 東海地震注意情報発表時

(1) 水道（くらし環境課）

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

(2) 電力（中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

(3) 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店）、(株)NTTドコモ東海支社）

平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

(4) 町内金融機関

金融機関、郵便局については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。

また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

(5) 鉄道（大井川鐵道株式会社）

ア 列車の運転規則等

旅客列車については、運行を継続する。

イ 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

(6) 町営バス（くらし環境課）

ア 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。

イ 警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

ウ 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。

エ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(7) 道路

ア 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。

イ 警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

ウ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(8) 診療所（健康福祉課）

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

- イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者の治療体制を確保するため、帰宅可能な患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて患者の引渡しを実施することができる。
- エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて患者の移送、引渡しを実施することができる。

2 警戒宣言発令時

(1) 水道（くらし環境課）

- ア 飲料水の供給は継続する。
- イ 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに、応急給水の準備を行う。

(2) 電力（中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所）

- ア 電力の供給は継続する。
- イ 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

(3) 通信（西日本電信電話株式会社 静岡支店、㈱NTTドコモ東海支社）

- ア あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。
- イ このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。
- ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
- エ 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて、資機材、要員を準備する。

(4) 町内金融機関

ア 金融機関の営業

(7) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

- a 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。
- b 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
- c 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
- d 窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

(イ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

- a 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
- b ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
- c ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるお

それがあつた場合には、その営業を停止することができる。

- (ウ) 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
- (エ) 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。

イ 郵便局の営業

- (ア) 警戒宣言が発せられた時点から、郵便局における業務の取扱いを停止する。なお、郵便貯金等に関する事務の窓口取扱時間内に警戒宣言が発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるため、普通郵便局及び集配特定郵便局において郵便貯金の払戻金の払渡しの窓口取扱を行う。
- (イ) 郵便貯金自動預払機等は、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う。
- (ウ) 警戒宣言が発せられた場合は、郵便局における窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間等を局前に掲示する。
- (エ) 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常どおりの業務の取扱いを行う。

ウ 保険にかかる措置

警戒宣言が発せられた場合は、保険契約の取扱いは行わないものとする等、適切な応急措置をとらせる。

(5) 鉄道（大井川鐵道株式会社）

ア 列車の運転規制等

列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。

イ 旅客等に対する対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

(6) 町営バス（くらし環境課）

ア バスには、町から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、町のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。

イ 警戒宣言が発せられたときは、町が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

(7) 道路

ア 町は、道路管理者と連絡をとり、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

イ 走行車両は低速走行する。

(8) 診療所（健康福祉課）

ア 救急業務を除き、外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - エ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
 - オ 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
 - カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
 - キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
 - ア 東海地震注意情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - ウ 冷静な対応の実施
 - エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- (4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置
 - ア 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措

置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - ア 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保
 - ウ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - オ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
 - キ 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - ケ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
 - ア 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における地震防災応急対策の内容
 - ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - エ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- (5) 避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

- (1) 診療所（健康福祉課）
 - ア 東海地震注意情報発表時

第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の1 東海地震注意情報発表時 (8) 診療所に準ずる。
 - イ 警戒宣言発令時

第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」の2 警戒宣言発令時 (8)

診療所に準ずる。

(2) スーパー等

ア 東海地震注意情報発表時

- (7) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (4) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- (4) 町や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- (1) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

イ 警戒宣言発令時

- (7) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により住民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (4) 営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- (1) 町や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

(3) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）

ア 東海地震注意情報発表時

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

イ 警戒宣言発令時

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

(4) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）

ア 東海地震注意情報発表時

第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」1 東海地震注意情報発表時 (5) 鉄道、(6) 町営バスに準ずる。

イ 警戒宣言発令時

第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」2 警戒宣言発令時 (5) 鉄道、(6) 町営バスに準ずる。

(5) 学校・幼稚園・保育所

町教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、町は保育所に対し、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や家族等と協議、連携して、児童・生徒の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、児童・生徒の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

児童・生徒の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、児童・生徒の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園（所）の方法・時間・距離・経路等を考慮し、家族等と十分に協議して定めるものとする。

ア 東海地震注意情報発表時

児童・生徒が在校・在園（所）中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、帰宅や家族等への引渡し等の、児童・生徒の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園（所）しないものとする。

イ 警戒宣言発令時

児童・生徒が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、帰宅や家族等への引渡し等の、児童・生徒の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園（所）しないものとする。

(6) 社会福祉施設

ア 東海地震注意情報発表時

(7) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

a 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認等の準備的措置

b 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認等の準備的措置

イ 警戒宣言発令時

(7) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。

(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

a 家族等への引渡し

b 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

(7) その他の施設又は事業

ア 道路

(7) 東海地震注意情報発表時

第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の1 東海地震注意情報発表時 (7) 道路に準ずる。

(1) 警戒宣言発令時

第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の2 警戒宣言発令時 (7) 道路に準ずる。

イ 水道

(7) 東海地震注意情報発表時

第12節「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の1 東海地震注意情報発表時 (1) 水道に準ずる。

(1) 警戒宣言発令時

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」の2 警戒宣言発令時 (1) 水道に準ずる。

第14節 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

町が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

町が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

1 東海地震注意情報発表時

(1) 各施設が共通して定める事項

ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達

イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立

ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置

エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

学校等、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。

ア 学校等

(7) 児童・生徒の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

(1) 住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

イ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

ウ 水道用水供給施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

2 警戒宣言発令時

(1) 各施設が共通して定める事項

ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達

イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立

ウ 避難誘導等、利用者等の安全確保措置

エ 消防、水防等の事前措置

オ 応急救護

カ 施設及び設備の整備及び点検

キ 防災訓練及び教育、広報

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

学校等、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。

ア 学校等

(7) 児童・生徒の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

(1) 住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

イ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

ウ 水道用水供給施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び住民等の災害応急対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに町警戒本部との関連について定める。

1 町

(1) 川根本町災害対策本部の設置

ア 町長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、川根本町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）を設置する。

イ 事務の継続性の確保

町警戒本部から町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

(2) 職員動員及び配備

ア 予知型大地震発生時の動員体制

(ア) 町災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部員は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、災害応急対策にあたる。

(イ) 災害対策要員は、あらかじめ定められた配備計画に基づき、直ちに所定の場所に赴き、その任にあたる。

(ロ) 町災害対策本部は、地震発生後、できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。

イ 突発型大地震発生時の動員体制

町内に突然大地震が発生した場合、速やかに救助態勢（全職員）による動員配備を行い、災害対策活動を実施するものとする。

(ア) 勤務時間内における配備

各班長は、救助態勢が発令されたときは、あらかじめ定めた職員を速やかに各班ごとに配備し、災害対策活動を命令するものとする。

(イ) 勤務時間外における動員

勤務時間外に大地震が発生し、交通機関の途絶等により町災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、次の要領で自主的に非常参集した職員により本部編成を行い、初動態勢をとるものとする。

ウ 職員の参集

(ア) 職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後に町災害対策本部に参集する。

(イ) 職員は町災害対策本部に参集する際に、情報の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。

(ロ) 交通機関の途絶等により町災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの公共施設に参集し、交通機関等が復旧するまで、そこにおいて救援活動に従事する。なおその場合、職員はできる限り速やかに町災害対策本部にあらゆる方法を用い連絡をとるよう努め、被害

状況等の情報交換を行い今後の方策を立てるものとする。

エ 責任者への報告

参集した職員は、責任者に直ちに収集した情報の報告を行った後、必要な業務を実施する。

オ 業務の実施

(7) 責任者は、職員の参集状況を把握し、速やかに本部長（本部長が欠ける場合は、代理者）に報告する。

(1) 職員の参集遅延により必要な初動態勢がとれない場合、又は災害状況の変化により必要と認めた場合は、いち早く参集した職員が初動態勢に必要な本部業務を行うものとする。

(3) 町災害対策本部の所掌事務

町災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

ウ 消防、水防その他の応急措置

エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入

オ 被災者の救助、救護、その他の保護

カ 施設及び設備の応急の復旧

キ 防疫その他の保健衛生

ク 避難指示又は警戒区域の設定

ケ 緊急輸送の実施

コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給

サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携

シ 自主防災組織との連携及び指導

ス ボランティアの受入れ

2 静岡県警察（島田警察署）

(1) 情報の収集・提供

(2) 救出・救護

(3) 死体の検死及び検分

(4) 避難指示の伝達、退去の確認及び避難地・避難所の安全確保・秩序維持

(5) 警戒区域の防犯パトロール

(6) 社会秩序維持等のための取り締まり等

(7) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

3 静岡市消防局

町災害対策本部と、緊密な連携をとるものとする。

(1) 消防体制・配備に関すること

(2) 救助及び救急体制に関すること

(3) 地域住民等への避難指示の伝達

(4) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督

- (5) 火災予防の広報及び火災発生時の消火活動
- (6) 水防活動における救助・救急に関すること
- (7) 被災者の救助・救急
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) その他地震災害拡大防止のための措置

4 町消防団

町消防団は、特に次の事項を重点的に実施する。

- (1) 消防団本部
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 住民等への避難指示の伝達
 - エ 火災予防の広報
- (2) 消防団
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保
 - エ 住民等の避難地への誘導
 - オ 危険区域からの避難の確認
 - カ 自主防災組織との連携、指導、支援

5 指定地方行政機関

（共通対策編第1章総則第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

6 指定公共機関

（共通対策編第1章総則第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

7 指定地方公共機関

（共通対策編第1章総則第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

第2節 情報活動

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」＞に準ずる。

第3節 広報活動

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」＞に準ずる。

第4節 緊急輸送活動

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第19節「輸送計画」＞に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第5節 広域応援要請

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第3節「動員・応援・受援計画」＞に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

1 消防活動

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第23節「消防計画」＞に準ずる。

2 水防活動

川根本町水防計画の定めるところによる。

3 人命の救出活動

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」＞に準ずる。

4 被災建築物等に対する安全対策

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

5 災害危険区域の指定

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

第7節 避難活動

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」＞に準ずる。

第8節 社会秩序を維持する活動

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。＞

第9節 交通の確保対策

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第20節「交通応急対策計画」＞に準ずる。

第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について、町、自主防災組織、住民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料・生活必需品・燃料及びその他物資供給計画」＞に準ずる。

2 給水活動

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第11節「給水計画」＞に準ずる。

3 燃料の確保

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第10節「衣料・生活必需品・燃料及びその他物資供給計画」＞に準ずる。

4 医療救護活動

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第13節「医療・助産計画」＞に準ずる。

5 し尿処理

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

6 廃棄物（生活系）処理

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

7 災害廃棄物処理

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

8 防疫活動

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第14節「防疫計画」＞に準ずる。

9 遺体の搜索及び措置

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」＞に準ずる。

10 応急住宅の確保

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

11 ボランティア活動への支援

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第25節「ボランティア活動支援計画」＞に準ずる。

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第21節「応急教育計画」＞に準ずる。

第12節 被災者の生活再建等への支援

＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第22節「社会福祉計画」＞に準ずる。

第13節 町有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置すべき事項について定める。

1 町・県防災行政無線

(1) 県防災行政無線

ア 町と県との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互携帯無線、全県移動用携帯無線を使用し、中継局経由又は口頭中継により応急連絡を行う。

イ 町端末局に支障がある場合は、シート交換による応急措置を行い、また、交換機に障害が

ある場合は、無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。

(2) 町防災行政無線

町の基地局に障害がある場合は、速やかな復旧措置を講ずるとともに、予備機切り替えにより機能を確保する。

2 公共施設等

(1) 道路

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

(2) 災害応急対策上重要な庁舎等

町庁舎等防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

(3) 河川

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

エ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに住民へ状況の連絡に努める。

(4) 砂防、地すべり及び急傾斜地等

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや砂防ボランティア又は住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関

する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

エ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに住民へ状況の連絡に努める。

(5) 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため、必要な応急措置を講ずる。

(6) 水道用水供給施設

災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。また、被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

3 コンピュータ

(1) コンピュータ・システムの設備点検を行い、被害状況を把握する。

(2) コンピュータ・システムに故障が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

住民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

1 水道（くらし環境課）

- (1) 災害発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- (3) 配管の仮設、給水車等による応急給水に努める。
- (4) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

2 電力（中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所）

- (1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。
- (2) 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。
- (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (4) 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- (5) 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し、安全確保の応急措置を講ずる。

3 ガス

- (1) LP ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (2) LP ガスの施設の安全点検を実施する。
- (3) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- (4) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

4 通信

- (1) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）
 - ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
 - (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 サービス、災害用音声お届けサービスを提供する。
 - (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。
 - イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
 - ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等、必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- (2) ㈱NTT ドコモ東海支社（静岡支店）
 - ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
 - (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
 - イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
 - ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等、必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

5 放送（日本放送協会、民間放送会社）

- (1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- (3) 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

6 市中金融

- (1) 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- (2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。

- (3) 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。

ア 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等

イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い

ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

7 鉄道（大井川鐵道株式会社）

- (1) 不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

8 道路（国、県、町）

- (1) 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
- (2) 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため、建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。
- (4) 道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会（県警察）に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
- ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
- イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等

- (2) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (3) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

(1) 診療所、スーパー等

ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

イ 地震に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。

ウ 診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

(3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

(4) 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設

避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする児童・生徒の保護、移動が不可能又は困難な避難行動要支援者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(5) 水道、電気及びガス事業

ア 水道（くらし環境課）

水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。

イ 電気

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

ウ ガス

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

(6) 貯木場

貯木の流出防止措置を講ずる。

(7) 道路

避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については町災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 町

(1) 川根本町震災復興本部の設置

町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、川根本町震災復興本部（以下「町復興本部」という。）を設置する。

(2) 町復興本部と町災害対策本部との併設

町復興本部は町災害対策本部と併設できる。町復興本部の運営に当たっては、町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

(3) 町復興本部の所掌事務

町復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ア 町震災復興計画の策定
- イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達
- ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請
- エ 静岡県震災復興基金への協力
- オ 相談窓口等の運営
- カ 民心安定上必要な広報
- キ その他の震災復興対策

(4) 町災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、町災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

(5) 防災会議の開催等

- ア 町復興本部が設置された場合、必要に応じ、町防災会議を開催し、復旧・復興対策に係る連絡調整等を行う。
- イ 招集される町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。
- ウ 町防災会議は、町復興本部との調整を図るものとする。

2 静岡県警察（島田警察署）

(1) 社会秩序を維持する活動

本編第4章地震防災応急対策 第8節「社会秩序を維持する活動」3 島田警察署の実施事項に準じた活動を行う。

(2) 交通の確保対策

本編第5章災害応急対策 第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

3 指定地方行政機関

(1) 総務省東海総合通信局

ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請

イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置

(3) 厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）

ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化

イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置

ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）

(4) 農林水産省関東農政局

ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること

イ 応急用食料・物資の支援に関すること

ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること

エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること

カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること

キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること

ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること

ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること

コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

サ 被害農業者に対する金融政策に関すること

(5) 農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

(6) 林野庁関東森林管理局

町からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給

(7) 経済産業省関東経済産業局

- ア 商工鉦業の事業者の被災状況の把握、情報の収集
- イ 中小企業の復旧・復興資金の融通
- ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導

(8) 国土交通省中部地方整備局

- ア 管轄する基盤施設（河川、道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。
- ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。

(9) 国土地理院中部地方測量部

- ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
- イ 地理情報システムの活用を図る。
- ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(10) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む）等の発表又は通報並びに解説

(11) 環境省関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(12) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(13) 防衛省南関東防衛局

- ア 所管財産使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

4 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社東海支社（中川根郵便局、徳山郵便局、地名郵便局、千頭郵便局）

- ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
- ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

- (2) 日本赤十字社静岡県本部
 - ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加
 - イ 協力奉仕者の連絡調整
- (3) 日本放送協会（静岡放送局）
 - ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
 - イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
 - エ 県外疎開者を対象とした震災関連番組の放送の実施
- (4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、(株)NTT ドコモ東海支社（静岡支店）
 - ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (5) 日本通運株式会社（焼津支店）、福山通運株式会社（焼津支店）、佐川急便株式会社（大井川営業所）、ヤマト運輸株式会社（浜松主管支店）、西濃運輸株式会社（藤枝支店）
 - 復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
- (6) 中部電力株式会社静岡水力センター、中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所
 - ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
- (7) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

5 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人静岡県 LP ガス協会（(株)大畑、川根ガス(株)千頭営業所、(株)長塚石油、平口鉄工所、森下商会）
 - 必要に応じ、代替燃料の供給に協力する。
- (2) 大井川鐵道株式会社
 - ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (3) 一般社団法人静岡県トラック協会
 - 復旧・復興事業に係る車両の確保及び運行

- (4) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社、株式会社FM島田）
 - ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
 - イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
 - エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- (5) 土地改良区
 - ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、国・県及び町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
- (6) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力
- (7) 一般社団法人静岡県建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第2節 激甚災害の指定

＜第1編共通対策編 第4章復旧・復興対策 第3節「激甚災害の指定」＞に準ずる。

第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、地域全体の合意形成が図られた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者等の多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

1 計画策定の体制

町長は、必要があると認めたときは、副町長を本部長とする川根本町震災復興計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。

2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、農山村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画により構成する。

3 計画の基本方針

計画策定に当たっては、町の総合計画等との調整を図るものとする。

4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

5 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

(1) 基本方針

復旧・復興事業を迅速かつ的確に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

(2) 予算の執行方針及び編成方針等

ア 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

(ア) 復旧・復興事業

(イ) 震災復興基金への出損金及び貸付金

(ウ) その他

イ 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

ウ 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

(1) 基本方針

ア 災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。

イ 復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(2) 財源の確保

ア 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

(7) 災害復旧事業債

(イ) 歳入欠かん等債

(ウ) その他

イ その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金の設立に協力する。

1 震災復興基金の設立

(1) 町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。

(2) 町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

(1) 基本方針

ア 被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。

イ そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

(2) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

ア 町

(7) 被害調査の報告

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

(イ) 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

イ 防災関係機関

(ア) 状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。

(イ) 復旧計画の策定

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

(1) 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2) 復旧事業の実施及び復旧完了予定時期の明示

ア 町

(ア) 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(イ) 復旧完成予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

イ 防災関係機関

(ア) 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(イ) 復旧完成予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

(ウ) 地籍調査の実施

平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

第7節 農山村の復興

被災した農山村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 農山村復興計画の策定

(1) 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、農山村の復興方針を定めた農山村復興計画を策定する。

(2) 農山村復興計画の策定

農山村の復興方針を定めた農山村復興計画を策定する。

2 農山村の復興

(1) 基本方針

農山村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

(2) 町の実施事項

ア 被害状況の把握

各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

イ 集落復興基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

ウ 集落復興計画案の作成及び実施

土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。

エ 集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定土の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、住民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(2) 公的住宅の供給等

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

イ 県との協議

公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。

ウ 災害公営住宅等の供給

(ア) 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

(イ) 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を促進する。

(ウ) 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(2) 支給対象者及び支給方法

ア 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

イ 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

＜第1編共通対策編 第4章復旧・復興対策 第4節「被災者の生活再建支援」＞に準ずる。

4 雇用対策

(1) 基本方針

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

(2) 再就職支援

ア 雇用維持の要請

町は、県とともに町内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

イ 離職者に対する生活支援の要望

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。

ウ 再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知を図り活用を促す。

(ア) きめ細かな職業相談の実施

(イ) 職業訓練、能力開発の実施

(ロ) 合同就職説明会等の開催

(ハ) 求人開拓の実施

(ニ) 公共事業を通じた雇用の場の確保

エ 相談業務の実施

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

(1) 基本方針

ア 高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

イ 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、メンタルケア等の精神的支援策を実施する。

(2) 支援方法等

ア 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

(7) 要配慮者の被災状況及び生活実態

(i) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

イ 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。

ウ 福祉サービスの拡充

(7) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

(i) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

(ii) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

エ 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理、栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を町広報等の活用により積極的に行う。

(2) 生活再建支援策の広報・PR

町は、「広報かわねほんちょう」等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。

7 相談窓口の設置

(1) 基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

(2) 相談窓口業務

ア 相談窓口等の開設

- (ア) 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。
- (イ) 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

イ 相談窓口等の業務の遂行

- (ア) 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
- (イ) 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

ウ 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の適用

(1) 地震保険の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、町内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

(1) 基本方針

経済復興を迅速に行うため、町と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

(2) 産業復興計画の策定

町は、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(2) 中小企業の被災状況の把握

町は、県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(3) 事業の場の確保

町は、事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

(4) 支援制度・施策の周知

町は、中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3 農林業者を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

(2) 農林業者の被災状況の把握

町は、農林業者の被災状況調査を県と連携し実施する。

(3) 支援制度・施策の周知

町は、農林業者を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

(1) 基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

(2) イベント・商談会等の実施

町は県と連携し、必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。

(3) 誘客対策の実施

町は県や関係団体等と連携し、必要に応じ、誘客対策を実施する。